

# 横須賀市の障害者を雇用しませんか

～ 横須賀市障害者雇用奨励金のご案内 ～



令和4年度は、横須賀市内外の延 144 事業所に 288 人の知的障害者や精神障害者が雇用されています。(令和4年度雇用奨励金支給実績から)

障害者を雇用し、障害特性を理解してその能力を引き出すことは、企業にとって大きな力となります。

下記の支援策を活用して、横須賀市の障害者を積極的に雇用しませんか。なお、横須賀市域外の事業者(注)も対象としておりますので、お気軽にご相談ください。

(注：横須賀市から通勤可能な範囲に限らせていただきます。)

## 1 雇用奨励金

横須賀市では、知的障害者や精神障害者を新たに3ヵ月以上雇用しようとする事業主に、月額3万円の雇用奨励金を、支給認定を受けた障害者が就労している間支給しています。神奈川県内では最高水準の金額です。平成29年度からは、国の障害者介助等助成金の支給対象となった重度視覚障害者、重度四肢機能障害者にも対象範囲を拡大しています。

※対象となる方の詳細や、申請から支給までの流れは裏面をご確認ください。

## 2 職場訪問

雇用奨励金を支給している事業主様に対して、よこすか就労援助センターや横須賀市障害福祉課が、原則として年1回以上事業所を訪問し、事業主様からの相談や障害者が長く働けるように支援を行っています。

## 3 アフターフォロー

知的障害者や精神障害者が職場に慣れるように、よこすか就労援助センター職員が同行又は訪問を行い、職場の定着や人間関係等の調整の支援を行っています。また、各種行政機関への事務手続きの協力等も併せて行っています。

平成27年度からは、職場定着支援員(必要な研修を受講した障害福祉施設等の職員)によるサポートがスタートしました。就労後3年間を目安に、よこすか就労援助センター職員が職場定着支援計画を作成し、支援内容・役割・頻度・連携方法等を定め、職場定着支援員と連携して障害者の職場定着支援を行っています。また、職場定着サポーター(市民による有償ボランティア)事業も開始し、さらなる支援強化を図っています。

## 4 生活面の指導

よこすか就労援助センターは、よこすか就業・生活支援センターを併設しており、就労面だけでなく生活習慣や健康管理の指導・助言など生活面の支援も行っております。

### 【問い合わせ先】

横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課  
よこすか就労援助センター

電話 046-822-9837 (直通)  
電話 046-820-1933 (直通)

# 障害者雇用奨励金の申請から支給まで

<p>障害福祉課に連絡する</p> <p>046-822-9837</p>	<p>知的障害者、精神障害者を新たに3ヵ月以上雇用することが決まったら、また、雇用している重度視覚障害者、重度四肢機能障害者が国の障害者介助等助成金の支給対象となったら、まずは障害福祉課へご連絡ください。</p> <p><u>※市から事業所様へはご連絡いたしませんのでご注意ください。</u></p> <p>障害者雇用奨励金の支給対象となり得る場合には、必要な書類のご案内と、雇用奨励金支給認定申請書を送付いたします。</p>
---------------------------------------	---

＜支給対象＞（要件は変更になる場合がございます。）

★\*<sub>1</sub> 新たに雇い入れた知的障害者あるいは精神障害者が下記①～④いずれにも該当する場合

- ①雇用時に療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳を持っている。
- ②週20時間以上の勤務で雇用保険被保険者であり、3ヵ月以上の期間で雇用契約を締結している。
- ③よこすか就労援助センターほか、就労移行支援事業所等の就労支援機関の職場定着支援を受けられる、又はハローワークの紹介により雇用している。
- ④本市在住者又は市外在住者のうち本市が援護の実施者である者

★ 重度視覚障害者、重度四肢機能障害者が、上記②、③、④に該当し、かつ、国の障害者介助等助成金の支給対象となった場合

\*<sub>1</sub> 既に雇用されている上記に該当する障害者、また、既に雇用されている方が新たに障害者手帳を取得した場合は除きます。

<p>申請書を郵送する</p> <p>〒238-8550 横須賀市小川町11番地 横須賀市 障害福祉課 障害者雇用奨励金 担当 あて</p>	<p>雇用奨励金支給認定申請書にご記入の上、必要書類を添付して、左記のあて先までご郵送ください。書類内容確認後、支給対象となる場合は、雇用奨励金支給認定通知書を送付いたします。</p> <p>雇用後や、*<sub>2</sub>国の特定求職者雇用開発助成金の支給対象期間終了後、申請までに期間が空いてしまった場合、*<sub>3</sub>1年以内であれば申請が可能です。（平成29年4月以降に雇用された方が対象です。）</p> <p>ただし、遡って雇用奨励金を支給することはできませんのでご了承ください。</p>
--	---

\*<sub>2</sub> 国の特定求職者雇用開発助成金の支給を受けている期間は、併給が出来ないため対象期間終了月の翌月から、雇用奨励金の支給開始となります。

\*<sub>3</sub> 重度視覚障害者、重度四肢機能障害者の場合は、雇入れの日、もしくは障害者介助等助成金の受給資格の認定日の、いずれか遅い日から1年以内です。

<p>半年毎に請求書が送られてくるので、記入して提出する</p>	<p>障害者雇用奨励金の支給認定を受けた障害者1名につき月額3万円が半年毎に支給されます。4月から9月分が10月末に、10月から3月分が4月末に振り込まれます。</p> <p>毎年8～9月と2～3月に請求書類一式を送付いたします。ご記入の上、必要書類を添付して期日までに郵送してください。</p>
----------------------------------	--

<p>障害者雇用奨励金が振り込まれる</p>	<p>障害者雇用奨励金は請求書に指定していただいた口座に振り込まれます。振り込みの手続きが完了しましたら、振込通知書を送付いたします。</p>
------------------------	---